

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当支給事由消滅処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、児童手当法（以下「法」という。）に基づき、令和 4 年 10 月 7 日付けの児童手当・特例給付支給事由消滅通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った児童手当支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分は違法又は不当であると主張している。

コロナ禍においての特別給付金、協力金での一時的な収益に過ぎず、実際は納税額も上がり、借入しなければ運転、生活できない現状になっている。十分な説明、ガイドラインも用意せず、貸し剥しのようなことを都政が行うのは不当である。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用して棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5 年 3 月 2 日	諮問
令和 5 年 4 月 2 6 日	審議（第 7 7 回第 4 部会）
令和 5 年 5 月 2 9 日	審議（第 7 8 回第 4 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 児童手当・特例給付の受給資格

法 4 条 1 項 1 号は、児童手当の支給要件について、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものを対象とすると規定している。ただし、法 5 条 1 項は、児童手当法施行令（以下「法施行令」という。）1 条で定める一定額以上の所得がある者については、児童手当を支給しないと規定している。

法附則 2 条 1 項は、当分の間、法 4 条に規定する要件に該当する者（法 5 条 1 項の規定により児童手当が支給されない者であって、その者の前年又は前々年の所得が、当該者の扶養親族等（以下単に「扶養親族等」という。）及び当該者の扶養親族等でない児童（以下単に「児童」という。）で当該者が当該年の 1 2 月 3 1 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額未満であるものに限る。）に対し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は所定の給付（特例給付）を行う旨規定している。

(2) 児童手当に係る所得の額、範囲及び計算方法

法 5 条 2 項は、同条 1 項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定めるとしている。

これを受けて、法施行令 1 条は、法 5 条 1 項に規定する政令で定める額は、扶養親族等及び児童がないときは 6 2 2 万円とし、扶養親族等又は児童があるときは 6 2 2 万円に当該扶養親族等又

は児童1人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき44万円）を加算した額とするとしている。

また、法施行令2条は、法5条1項に規定する所得は、地方税法5条2項1号に掲げる市町村民税（特別区が同法1条2項の規定によって課する同法5条2項1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とするとしている。

さらに、法施行令3条1項は、法5条1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法313条1項に規定する総所得金額等の額の合計額から8万円を控除した額とするとしている。

(3) 特例給付に係る所得の額、範囲及び計算方法

法附則2条3項は、同条1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法並びにいずれの月分の給付について前年又は前々年の所得を用いるかの区分は、政令で定めるとしている。

これを受けて、法施行令7条は、法附則2条1項に規定する政令で定める額は、扶養親族等及び児童がないときは858万円とし、扶養親族等又は児童があるときは858万円に当該扶養親族等又は児童1人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき44万円）を加算した額とするとしている。

また、法施行令8条は、2条の規定は法附則2条1項に規定する所得の範囲について、3条の規定は同項に規定する所得の額の計算方法について、それぞれ準用するとしている。

さらに、法施行令9条は、法附則2条3項のいずれの月分の給付について前年又は前々年の所得を用いるかの区分は、1月から5月までの月分の給付については、前々年の所得とし、6月から12月までの月分の給付については、前年の所得とするとしてい

る。

(4) 現況届

児童手当法施行規則（以下「法施行規則」という。）4条1項は、一般受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、その年の6月1日における状況を記載した届書を市町村長に提出しなければならないとしている。

また、同条3項は、市町村長は、同条1項の規定に基づき届け出られるべき書類の内容を公簿等によって確認することができるときは、当該届出を省略させることができるとしている。

(5) 受給・支給事由の消滅

法施行規則10条及び同条を特例給付に準用する旨を定めた15条は、市町村長は、手当の受給資格についての処分を行ったときは、文書で、その内容を手当の受給者に通知しなければならないとしている。

「市町村における児童手当関係事務処理について」(平成27年12月18日付府子本第430号内閣府子ども・子育て本部統括官通知別添の「児童手当市町村事務処理ガイドライン」(令和3年9月1日付府子本第884号内閣府子ども・子育て本部統括官通知による改正後のもの。以下「ガイドライン」という。))22条は、受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等によって手当の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて支給事由消滅についての処理をすることができるとし、その職権に基づく処理を行うことができる場合として、同条7号で、法5条1項の所得の額が、児童手当の所得制限限度額（法附則2条1項の給付の所得上限額を含む。）を超過した場合を挙げる。

「児童手当Q&A集」(平成25年9月30日厚生労働省児童手当管理室作成。令和4年7月19日改正)問2-27では、6月の現況届の審査で所得上限限度額以上となった者の支給事由の消滅日は5月31日になるかとの問いに対して、見込みのとおりであると回答している。

(6) ガイドラインの位置付け

ガイドラインは、地方自治法 245 条の 4 に規定する技術的な助言であり、法の解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

児童手当の所得上限額は、扶養人数が 2 人（かつ老人扶養親族はなし）の場合 6,980,000 円（本件所得上限額 1）であるとされ（1・(2)）、前年の所得を用いるとされている（同）。

また、法令等の改正により特例給付の支給要件として所得上限額が設けられ、その上限額は、上記児童手当と同じ条件の場合 9,340,000 円（本件所得上限額 2）であるとされ（1・(3)）、6 月から 12 月までの月分の特例給付については前年の所得を用いるとされている（同）。

さらに、6 月の現況届（ただし、公簿等で確認できるときは、現況届は省略できる。）の審査で所得上限限度額以上となった者の支給事由の消滅日は 5 月 31 日であるとされ（同・(4)及び(5)）、所得の額が特例給付の所得上限額を超過した場合、公簿等によって手当の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて支給事由消滅についての処理をすることができるとされている（同・(5)）。

そうすると、処分庁が、公簿等により請求人の令和 3 年の所得が本件所得上限額 1 及び同 2 以上であると確認できたため、令和 4 年 6 月分以降の児童手当を受給する資格が消滅したとして（かつ特例給付を支給する対象にはならないものとして）、消滅日を「令和 4 年 5 月 31 日」として本件処分を行ったことは、上記 1 の法令等の定めに基づいて適正に行われたものであり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第 3 のとおり、①令和 4 年度の収入増加は一時的な収益によるもので、納税額も上がり、生活できない現状にあること、②十分な説明、ガイドラインも用意されていないことから、本

件処分の違法性又は不当性を主張し、その取消しを求めている。

しかし、手当の支給は受給者の各年の所得の額によって判定されるべきものであり、一時的な所得の増加であっても、受給者の所得が一定額以上であれば、手当は支給されない(1・(1)から(3)まで)。また、処分庁は、本件処分を行うに当たり、事前に、法改正に伴って特例給付の支給には所得上限額が設けられた旨などが記載された令和4年度児童手当制度改正を周知するための案内文書を請求人に送付していることが認められ、請求人の主張は当たらない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、大橋真由美、山田攝子